

令和 2 年 9 月 18 日

会 員 各 位

一般社団法人 島根県歯科医師会

会長 内 田 朋 良

感染拡大防止支援事業の概算交付申請について（ご案内）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会会務には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、感染拡大防止支援事業（以下、補助金）に関する資料をご送付しておりますので、ご確認のうえ、これから秋冬に向けての感染拡大防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、補助金の申請方法は、概算交付申請（前払い）と精算交付申請（後払い）の 2 種類があります。手続きの時期は異なりますが、いずれの場合も領収書等の保管が必要となります。

つきましては、本会としましては概算交付申請（前払い）を推奨いたしますので、補助金交付を先に受けて、感染拡大防止に向けて有効活用をしていただきますよう、会員各位におかれましては是非ともご検討下さい。

なお、ネット環境等のご事情により紙媒体での申請をご希望される場合は、申請用紙をご送付いたしますので、島根県（☎080-8984-5710）又は本会事務局までご連絡下さい。

	概算交付申請	精算交付申請
申請内容	R3 年 3 月末までの支出見込み費用を上限 100 万円 で概算申請	申請時の支出済み費用について、領収書（コピー可）を添付して申請
注意点	領収書（コピー可）を添付して事後報告が必要 領収書の保管が必要	
申請先・受付期間	国保連合会 （毎月 15 日から末日）	島根県 （常時受付）
金額・申請回数	補助金の上限は 100 万円、 <u>申請は 1 回限り</u> です。	

<連絡先>

（一社）島根県歯科医師会（担当：佐原）

☎0852-24-2725 FAX0852-31-0198

✉ sahara@shimane-da.or.jp